≪件名≫

相続診断システム活用術 第20号_データ入力シート上の二次相続時の非課税金額入力 方法

≪本文≫

相続診断システム導入企業各位

(BCC で送信しております)

第20号では、データ入力シート上の二次相続時の非課税金額入力方法を紹介します。

二次相続時の生命保険や死亡退職金の非課税金額、小規模宅地の減額金額を入力すること で、二次相続税が変動し、相続税が最も軽減される配偶者の相続割合が変動します。 より詳細にシミュレーションしたい場合は、下記の場所に非課税金額を入力してください。

1. データ入力シートの『各種算出設定』ボタンを押します。

は録済データ	38	#	相続診断	デシステムデー!	9閲覧 他の村	目続診断システムへ接続	F	印刷		初期画面					最終更新	3 2	2023/1	1/02
一ズ分析	靛分割	Ę	の他情報		配偶者の 取得財産計算	株価算定ツール	家	《回作成		データ出力	ŧ	続の達人XI	ML出力		配偶者の 保有財産		5	0 百万円
		主宰: (事業	法人名 〔法人〕	若葉株式会 株価@	社 10,000 円	発行済株式数	10,00	0株	相続税計	·復式 相続和 (-	兒額概算 −次)		32 ਵ	万円	相続税額標 (二次)	iii	4	9 百万円
録(保存)済です	-ド入力		簡易干-	小紹涂					各種算出		条件1>法)	自続分通	のに分割	た計算結果	見を示しており	ます		
【資産·負債	犬況】		7	カフォーム	【収入·支	:出状況] 入力:	74-4	[株主構成	1							入力	177-6
総資産		330	百万円	資産	総収入(年間	ត) 30	百万円		株主名	続柄	同族	役職名	年前	株式数	出資制合	評價額	経営	後継者
現金			百万円	明細	給与収入	10	百万円	若葉	太郎	本人	同族	社長	70	9,000	90.0%	90	関与	
預貯金		20	百万円	生命保険 非課税枠	* 不動産収入	20	百万円	若葉	春子	配偶者	同族	社員	60	1,000	10.0%	10	経営外	
有価証券			百万円		公的年金		百万円	若葉	-85	長男	同族	社員	30	0	0.0%	0	経営外	後継者
自社株·出資金		90	百万円		私的年金		百万円											
個人年金			百万円	利用人数	* その他		百万円											
生命保険		5	百万円	3 Å														
* その他		5	百万円		総支出(年間	引) 20	百万円											
不動産	自動計算	210	百万円		生活費	5	百万円											
総負債		0	百万円	団信	借入返済		百万円											
* 負債①			百万円	無	保険料		百万円											
* 負債②			百万円	無	その他	15	百万円											

2. 『二次財産計算指定』ボタンを押します。

「二次相続における非課税金額を指定する」に金額を入力し、『登録』ボタンを押しま す。

			二次相続財産の算出指定 ×							
			二次相続財産の算出指定							
		1	(1) 一次相続で配偶者が支払う相続税額の扱い							
算出設定	۲ ×		● 支払う相続税を差し引いて算出							
			● 支払う相続税を引かないで算出							
	配偶者取得割合指定		(2) 一次相続における減額金額の二次相続での扱い(小規模宅地の減額金額+生命保険の非課税額+死亡退職金の非課税額)							
		Ν	 ●配偶者の相挑割合で減額金額を二次相続に適用する ●減額金額を考慮しないで算出(小規模宅地の減額,非課税額の空除前の相続税評価額で算出) (3) 二次相続における非課税金額を指定する ※ 下記に入力した場合は(2)の施定に関係な(2)が適用されます。 							
	農地の納税猶予措定									
	一方明在建筑长安									
	二八州准訂并指定	,	小規模宅地の評価減 3,000,000 円 生命保険非課税額 2,000,000 円 死亡退職金非課税額 1,000,000 円							
			注)上記3つの内、いずれかに金融が入力された場合、空機の箇所には0円が入力されます。							
	閉じる		<計算式> 減額金額 = 小規模宅地の評価減 3,000,000円、生命保険の非課税額 2,000,000円、死亡退職金の非課税額 1,000,000円に指定							
			登録 懇じる							

3. 上記により、二次相続税や最も軽減される配偶者の相続割合が変動します。

相続診断システムを操作されているご担当者さまへ本メールを転送していただきますよう お願いいたします。(ご担当者さまへ直接配信してほしい場合は、弊社まで担当者名とメー ルアドレスをお知らせください)

相続診断システム活用術の配信停止を希望される方は、配信停止するメールアドレスを弊 社までお知らせください。